

児童育成料減免制度

世帯が次のいずれかに該当される場合は、保護者等からの申請により児童育成料が減免されます。決定内容は、「奈良市バンビーホーム児童育成料減免決定(減免不承認)通知書」にて通知します。

※ おやつ代は減免の対象外となります。

※ 継続して入所申請する場合も、毎年申請が必要です。

(1) 減免要件・必要証明書類

世帯の状況	減免期間	添付書類	減免額
生活保護または中国残留邦人等支援給付の受給世帯	令和6年4月分から 令和7年3月分まで	「保護受給証明書」または「中国残留邦人等支援給付に係る証明書」	全額
令和6年度市民税非課税世帯 (保護者及び成人の同居家族が全員市民税非課税であること)	令和6年4月分から 令和6年6月分まで	「令和5年度非課税証明書」 ※令和5年1月1日現在に奈良市在住の場合は添付不要	全額
	令和6年7月分から 令和7年3月分まで	「令和6年度非課税証明書」 ※令和6年1月1日現在に奈良市在住の場合は添付不要	全額

(2) 手続き方法等

申請方法	入所申請をするとき、または減免事由に該当するようになったときに、添付書類と併せてバンビーホーム又は地域教育課に申請してください。
提出書類	①バンビーホーム児童育成料減免申請書(児童ごとに1枚) ②(1)の表に記載の、児童の兄弟姉妹も含む18歳以上の同居する保護者等の全員分の添付書類
締切日	減免の適用開始を希望する月の末日まで。
適用	減免申請をした月からの適用となります。 ※月をさかのぼっての減免はできません。

- ◎ その他災害等、特別の事情により児童育成料の納付が困難な場合は、地域教育課にご相談ください。
- ◎ 保護者等からの申請がない場合は、児童育成料の減免はいたしません。また、添付書類が未提出の世帯や、市民税未申告のため課税状況が確認できない世帯は、減免決定ができませんのでご注意ください。
- ◎ 減免決定のために必要があるときは、世帯の所得の状況等について市の担当課に照会します。
- ◎ 児童育成料の減免決定を受けた後に世帯状況の変更により減免の事由が消滅した場合は、速やかに地域教育課にご連絡ください。